

○大船渡地区環境衛生組合格約

昭和45年7月25日岩手県指令地第325号

改正

昭和51年4月1日岩手県指令地第2号

平成13年11月9日岩手県指令市町村第941号

平成17年11月7日岩手県指令市町村第783号

平成19年3月30日岩手県指令市町村第1233号

大船渡地区環境衛生組合格約

(組合の名称)

第1条 この組合は、大船渡地区環境衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組合の組織)

第2条 組合は、大船渡市及び住田町（以下「関係市町」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合の共同処理する事務は、次のとおりとする。

ごみの収集及び処分に関する事務

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所の位置は、次のとおりとする。

大船渡市猪川町字藤沢口54番地1

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、10人とし、次の区分により関係市町の議会において、それぞれの議会の議員のうちから選挙する。

大船渡市 8人 住田町 2人

(任期)

第6条 議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

2 議員が関係市町の議会の議員の資格を失ったときは、その職を失う。

(欠員の報告)

第7条 議員がその資格を失ったとき又は死亡したときは、関係市町の長は、遅滞なくこれを組合管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(補欠選挙)

第8条 議員に欠員を生じたときは、その欠員に属する関係市町の議会において補欠選挙をおこなわなければならない。

(当選通知及び当選人の報告)

第9条 関係市町議会の議員の選挙により当選人が決まったときは関係市町の議会の議長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ当選人の住所、氏名、生年月日及び当選年月日を関係市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた関係市町の長は、その旨を遅滞なく管理者に報告しなければならない。

(執行機関の組織)

第10条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は、大船渡市長の職にある者をもつて充てる。

3 副管理者は、住田町長及び大船渡市副市長の職にある者をもつて充てる。

4 会計管理者は、大船渡市会計管理者の職にある者をもつて充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第11条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長及び大船渡市副市長のそれぞれの任期による。

(補助職員)

第12条 組合に必要な職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が議会の同意を得て、人格が高潔で、組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期による。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、非常勤とする。

(経費の支弁の方法)

第14条 第16条の経費を除く組合の経費は、関係市町の分担金、寄付金その他の収入をもつて充てる。

第15条 分担金の割合は、100分の10を均等割とし、100分の90を利用割とする。ただし、臨時に要する費用については、そのつど組合議会の議決を経て定める。

2 前項の利用割は、当該年度の前々年度における関係市町のごみ収集量を基準にして定める。

第16条 ごみ処理施設の建設に要する経費及び地方債の元利償還金の負担については、当該事業に充当すべき補助金、寄付金を除き人口割とする。

(補助)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規約は、岩手県知事の許可の日（昭和45年7月25日）から施行する。

2 昭和45年度及び46年度に実施する増設分にかかる建設費及び地方債の元利償還金の負担については、第16条の規定にかかわらず次のとおりとする。

市町名	負担割合	
	補助及び起債対象事業費	左の対象外の事業費
大船渡市	100分の44	100分の50
住田町	100分の28	100分の25
三陸町	100分の28	100分の25

附 則（昭和51年4月1日岩手県指令地第2号）

この規約は、岩手県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成13年11月9日岩手県指令市町村第941号）

改正

平成17年11月7日岩手県指令市町村第783号

(施行期日)

1 この規約は、平成13年11月15日から施行する。

2 この規約施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の規約第13条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則（平成17年11月7日岩手県指令市町村第783号）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日岩手県指令市町村第1233号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。